

出産育児一時金の引き上げについて

出産をすると加入している健康保険から出産育児一時金として35万円が支給されますが、今年1月から産科医療補償制度(※)に加入して



いる病院などで出産する場合には、限り、出産育児一時金が38万円支給されることになりました。出産育児一時金についてのお問い合わせは出産する方の加入している健康保険の担当にお尋ねください(国保の方は左記まで)。

問合せ 国保年金課

☎ 2512

※産科医療補償制度とは

病院などが民間の保険会社と契約して一人当たり3万円の保険料を支払い、通常の妊娠・分娩にもかかわらず出産したお子様が脳性麻痺になった場合に補償金が支払われる制度です。ご予定の病院など

が制度に加入しているかは直接お問い合わせください。

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税のお支払いについて

平成21年4月より保険料(税)のお支払いが、『年金差し引き』か『口座振替』を選択できるようになります。現在保険料(税)を年金差し引きで納めている方、またはこれから年金差し引きになる方については、申し出により口座振替に切り替えることができます。該当すると思われる方には、1月中旬までに個別にご案内する予定です。

申し出に必要なもの

口座番号のわかるもの(通帳等)とお届け印、申出書

申し出先

税務課

住民総合相談室(追分庁舎)

その他

2月1日までに申し出をすると、4月分の年金からの差し引きが中止され、6月から口座振替(年7回)でお支払いいただくこととなります。(年間の保険料(税)総額は変わりませんが、1回あたりの納付額は変わることがあります。)

申し出は随時受け付けていますが、上記の期限を過ぎて申し出された場合は、6月以降の年金から差し引きを中止させていただくこととなりますのでご了承ください。

※保険料(税)は税金の控除の対象になります。

保険料(税)は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。保険料(税)を「年金差し引き」や「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。また、「本人以外の世帯主または配偶者の口座から納めている場合」は、口座振替によって支払った世帯主または配偶者の控除の対象となります。

問合せ 税務課 住民税係

☎ 2513

安平町料理コンテスト 締切間近

現在安平町料理コンテスト出品募集中です。

詳細は広報あびら12月号をご覧ください。

問合せ

まちづくり推進課

☎ 2514

広告欄

新年 謹賀

昨年中は格別なる御愛顧、御指導を賜わり厚く御礼申し上げます。本年も相変りませず、お引き立て下さいますようお願い申し上げます。

代表取締役 時崎 一理
取締役会長 時崎 良一

スバル軽トラック

新古車

(下回り防錆済)

4WD,A/T, エアコン, パワステ付



ポニーがいる整備工場

おいわけ自動車工業(株)

国家1級整備士が、あなたのメンテナンスプランをご提案させていただきます。

TEL 25-378-6 (代)
追分若草3丁目69